

倉吉市空き家活用しごと創造センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和7年9月16日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第28号

倉吉市空き家活用しごと創造センターの設置及び管理に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 サテライトオフィス（第7条—第20条）

第3章 多目的スペース（第21条）

第4章 補則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、倉吉市空き家活用しごと創造センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 県外に本拠を置く事業者に事業の拠点を提供し、及び市内に存する空家・空き店舗の利活用を促進することによって、地域経済の活性化と定住人口の拡大に寄与するため、倉吉市空き家活用しごと創造センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

（1） 名称 倉吉市空き家活用しごと創造センター

（2） 位置 倉吉市明治町

（業務）

第4条 センターは、第2条に定める目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

（1） 事業の拠点としての利用に供する施設（附属設備を含む。以下「サテライトオフィス」という。）の提供

（2） 市内で事業を営もうとする個人又は法人その他の団体が、当該事業に資する活動を行うための場所（以下「多目的スペース」という。）の提供

（3） 市内に存する空家・空き店舗の利活用の促進に関する業務の運営（以下「空き家活用センター」という。）

（4） 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項の規定により組織する中心市街地活性化協議会の運営の支援（以下「中心市街地活性化オフィス」という。）

（5） その他前各号に掲げる業務を実施するために市長が必要と認める業務

（休館日）

第5条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、サテライトオフィスの利用につい

ては、この限りでない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

2 市長は、特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第6条 センターを利用できる時間は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) サテライトオフィス 午前0時から午後12時まで

(2) 多目的スペース、空き家活用センター及び中心市街地活性化オフィス 午前9時から午後5時まで

第2章 サテライトオフィス

（利用できるもの）

第7条 サテライトオフィスを利用することができるもの（法人その他の団体を含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれにも該当すると市長が認めるものとする。ただし、別に市長が定める短期の利用の場合にあつては、この限りでない。

(1) サテライトオフィスで行う事業（情報通信業に該当するものその他の市長が定める事業に関するものに限る。以下「展開事業」という。）において、雇用の増大を図り、市の産業の活性化に寄与することが期待されるものであること。

(2) 展開事業に関し、十分な体制や技術を有するなど、その継続性が認められるものであること。

(3) 国税及び地方税を滞納していないものであること。

（利用の許可等）

第8条 サテライトオフィスを利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、サテライトオフィスの利用が次に掲げるいずれかの場合に該当するとき、前項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められる場合

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である者又は集团的若しくは常習的に暴力その他の不当な行為をなすおそれがあると認められる者が利用しようとする場合

(3) サテライトオフィスを損壊し、滅失し、又は著しく汚損するおそれがあると認められる場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長がサテライトオフィス又はセンターの管理上不適当と認める場合

3 市長は、必要があると認める場合は、第1項の許可に条件を付することができる。

（利用期間の限度）

第9条 サテライトオフィスの利用の期間（次項において「利用期間」という。）は、2年を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、これを更新することができる。

2 前項ただし書の規定により利用期間を更新しようとするものは、前条第1項の規定の例により、1年ごとに市長の許可を受けなければならない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、第8条第1項又は前条第2項の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が次に掲げるときのいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又は許可に付した条件を変更し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。

(2) 第8条第3項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(4) 故意又は重大な過失によりサテライトオフィスその他の施設を損傷したとき。

(5) 災害その他やむを得ない事由によりサテライトオフィスの利用ができないとき。

2 市長は、前項の規定による許可の取消し、許可に付した条件の変更又は利用の中止により利用者が受けた損害については、その責めを負わない。

(使用料)

第11条 利用者は、別表第1に掲げる額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額（第21条第2項において「消費税等の額」という。）を含む。）の使用料を、市長が別に定める日までに納付しなければならない。

2 前項の使用料は、許可に係るサテライトオフィスの利用に伴う光熱水費、共用部分の管理費を含むものとみなす。

(費用の負担)

第12条 使用料のほか、次の各号に掲げる費用は、利用者の負担とする。

(1) サテライトオフィスの利用者の責めに帰すべき事由によって生じた施設の修繕等に要する費用

(2) 前号によるもののほかサテライトオフィスの利用に関するものとして特に利用者が負担すべき費用

(使用料の減免)

第13条 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が別に定める場合によるときは、この限りでない。

(利用者の義務)

第15条 利用者は、市長が指示した事項を遵守し、常に善良な管理者としての注意をもってサテライトオフィスを利用しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第16条 利用者は、許可を受けた目的以外のためにサテライトオフィスを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備の設置)

第17条 利用者は、サテライトオフィスに備え付けてある設備以外の特別な設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(職員の立入調査)

第18条 市長は、サテライトオフィスの維持管理又はその適正な利用のために特に必要があると認めるときは、その職員を利用中のサテライトオフィスに立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(原状回復の義務)

第19条 利用者は、サテライトオフィスの利用が終了したときは、速やかに原状に回復し、又は搬入した設備等を撤去しなければならない。第10条第1項の規定により許可を取り消され、又は利用の中止を命ぜられたときも同様とする。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を利用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第20条 利用者は、故意又は過失によりサテライトオフィスを損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その義務の全部又は一部を免除することができる。

第3章 多目的スペース

(多目的スペースの利用)

第21条 第8条から前条まで(第9条、第11条及び第17条を除く。)の規定は、多目的スペースの利用について準用する。

2 多目的スペースの利用の許可を受けたものは、別表第2に掲げる額(消費税等の額を含む。)の使用料を、市長が別に定める日までに納付しなければならない。

第4章 補則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な第8条第1項の許可(第21条第1項において準用する場合を含む。)その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1（第11条関係）

サテライトオフィス

区分		使用料
期間利用	大オフィス	1 月につき 66,000円
	中オフィス	1 月につき 49,500円
	小オフィス	1 月につき 26,400円
時間利用		1 日につき 2,200円
		1 時間につき 1,100円

備考 期間利用の場合で、利用期間が 1 月に満たないときのその月の分の使用料は、日割計算とする。

別表第 2（第21条関係）

多目的スペース

区分	使用料
全面利用	1 時間につき 4,400円
部分利用（1 席当たり）	1 月につき 11,000円
	1 日につき 1,100円
	1 時間につき 550円

備考

- 1 利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間とする。
- 2 1 月の単位で部分利用をする場合で、当該部分利用の区域を利用の目的についての所在地とするときは、当該 1 月につき 5,500円を加算したものを使用料とする。